施設整備運営方針（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

法人名：

※各項目A４サイズ片面1枚以内で記載してください。　（フォント指定：Meiryo UI、文字サイズ10.5）

|  |
| --- |
| １　全体コンセプト■応募の動機、応募者の強み、利用者像、利用者のニーズ把握、本事業の目標等を明確にして全体コンセプトを記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ２　事業の目的及び運営の方針■指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第3条の2、第3条の29第1号及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（以下「解釈通知」という。）第3の一の1の（1）を踏まえ、記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ３　従業者の職種、員数及び職務の内容■基準第3条の4、第3条の5、第3条の29第2号、解釈通知第3の一の2及び第3の一の4の(21)①を踏まえ、記載してください。・基準第3条の4において置くべきとされている員数を満たしていることを示すこと。・職務の内容を明確に示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| ４　営業日及び営業時間■基準第3条の29第3号及び解釈通知第3の一の4の（21）②を踏まえ、記載してください。・営業日は365日と、営業時間は24時間と記載すること。 |
|  |

|  |
| --- |
| ５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額■基準第3条の29第4号、第3条の19、解釈通知第3の一の4の(21)④及び第3の一の4の(13)を踏まえ、記載してください。・法定代理受領サービスでない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合は、その利用料の額と法定代理受領サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けていないことを示すこと。・利用者から支払いを受ける費用を具体に示すこと。・処遇の内容は、訪問介護員等の随時訪問サービスを具体的に示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| 6　通常の事業の実施地域■基準第3条の29第5号及び解釈通知第3の一の4の(21)⑤を踏まえ、記載してください。・通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。 |
|  |

|  |
| --- |
| 7　緊急時等における対応方法■基準第3条の２９第6号及び第3条の27及び解釈通知第3の一の4の（19）を踏まえ、記載してください。　・現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合における主治の医師への連絡方法について言及すること。 |
|  |

|  |
| --- |
| ８　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法■基準第3条の29第7号に規定する合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について、具体的に記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ９　虐待の防止のための措置に関する事項■基準第3条の29第8号及び第3条の38の2及び解釈通知第3の一の4の（31）を踏まえ、記載してください。■以下の項目について言及すること。・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催・虐待の防止のための指針の整備・虐待の防止のための従業者に対する研修の実施・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任 |
|  |

|  |
| --- |
| １０　その他運営に関する重要事項■基準第3条の29第9号、第3条の22第8号及び9号、並びに解釈通知第3の一の4（15）⑤を踏まえ、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等を記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| １１　【整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれる場合】職員を避難させる方策等、津波への備え■整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれない場合は、記載不要。■「堺市津波避難計画（平成26年3月）」を参照し、記載してください。■職員の具体的な避難方法を記載してください。 |
|  |